資料№11	厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和８年１０月６日【保健福祉部健康スポーツ課】

恵庭市民スキー場の運営スキームの見直しおよび今後の対応方針について

本市の市民スキー場における運営管理の現状と課題について、これまでの経緯、国からの指摘事項、および今後の対応方針を取りまとめましたので、以下のとおりご報告いたします。

1. 現状と課題（経緯）

本市の市民スキー場については、平成 28 年 8 月に島松ハイヤー㈱からリフト設備等の無償譲渡を受けた。その後、平成 31 年に本市においてリフトを更新し、施設を継続して保有している。

しかしながら、リフトの運行等にあたっては鉄道事業法に基づく認可が必要であるため、認可事業者である同社に対し、これまで「運行業務委託」の形式で管理を発注してきた。

こうした中、国（北海道運輸局）から、「索道事業認可事業者である島松ハイヤー㈱がリフト収入を得られていない現状は、鉄道事業法上の観点から問題がある」との指摘を受けている。

また、島松ハイヤー㈱からは、職員の高齢化や人材確保の困難等を理由に、「令和 9 年度末を最後にスキー場運営から撤退する」との意向が示されている。

2. 今後の対応方針

国からの指摘事項を速やかに解消するとともに、令和 10 年度以降の持続可能なスキー場運営に向けた移行スキームを確立するため、以下のとおり段階的に対応を進めることとする。

（1）令和 8 年度の対応（指摘状態の早期解消）

ア リフトの「無償貸付契約」の締結

本市が所有するリフト設備について、認可事業者である島松ハイヤー㈱との間で正式な「無償貸付契約」を締結する。

イ 恵庭市体育施設条例の一部改正案の提出

第 4 回定例市議会に「恵庭市体育施設条例の一部改正案」を提出する。具体的には、市が利用料を徴収する施設から市民スキー場を除外する。

※上記ア・イの措置により、「認可事業者である島松ハイヤー㈱がリフト使用料を直接収受するスキーム」へ改め、国の指摘する問題を早急に解消する。

(2) 令和 9 年度以降の対応

① 令和 9 年度に限定した島松ハイヤー㈱との対応

ア 指定管理者としての同社指定

令和 9 年度に限り、同社を指定管理者として指定する。

イ 夏場の維持管理業務の除外

スポーツ協会の指定管理業務に含まれている「夏場のスキー場の維持管理業務」について、同社の業務範囲から除外する。

② 令和 10 年度以降を見据えた対応

ア 次期指定管理者の公募に向けた準備

令和 9 年度末における島松ハイヤー㈱の撤退を見据え、令和 9 年度中に次期指定管理者の公募等に関する必要な準備および各種手続きを進める。

3. おわりに

市民スキー場は、冬のスポーツ振興や学校教育の拠点として重要な役割を担う施設である。本市としては、国から指摘された問題の解消を図りつつ、令和 10 年度以降も市民スキー場が安全かつ持続可能に継続できるよう取り組んでまいります。